

高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種のご案内

笛吹市では、高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種の助成事業を次のとおり実施します。
高齢者用肺炎球菌ワクチンの定期接種は、B類疾病に位置付けられ、個人の発病又は重症化を予防する目的のために行うものであることから、自らの意思と責任で接種を希望する場合に、接種を行います。接種を希望する方は、必ず案内を読み、予防接種を受けてください。

実施期間

予診票の右上に印字してあります期間となりますので、必ず確認してください（65歳の人：誕生日前日から翌年誕生日前日まで）。

予防接種を受ける場所

別紙の『高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種契約医療機関』をご覧ください。医療機関は変更となる場合もありますので、必ず事前に医療機関にご確認ください。また、市外医療機関でも接種出来ますので、希望する医療機関へ直接お問合せください。

接種助成額

接種する際の市の助成額は、5,800円の助成となります。

接種費用は医療機関によって異なり、上記助成額を超える費用が自己負担となります。費用については直接、医療機関にお問合せください。医師による予診の結果、ワクチンを接種できない場合でも費用がかかることがあります。

※生活保護受給者は生活援護課で発行する被保護証明書が必要となります。

対象者

対象者は、接種日現在において笛吹市民で、過去に一度も肺炎球菌ワクチンをしたことがない人のうち、次の（1）または（2）に該当する人です。なお、過去に自費で肺炎球菌ワクチン予防接種をした場合も助成対象外となります。

（1）65歳の人

（2）60歳以上65歳未満の人であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する人、およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人

ワクチン

20価肺炎球菌ワクチンを使用して、定期予防接種を行います。

定期予防接種期間	個人の誕生日の前日から1年間	備考
使用するワクチン	20価ワクチン プレベナー20®	高齢者がかかりやすい肺炎球菌に対応したものです。
自己負担額(概ね)	6,000円	小児や海外でも広く使われているワクチンです。

予防接種を受ける際の持ち物

- 同封の予診票（事前に必ず記入してください。）
- 保険資格が確認できるもの
- 健康手帳（任意）
- 生活保護受給者は被保護証明書

予防接種の有効性

肺炎球菌性肺炎は、成人肺炎の25～40%を占め、特に高齢者での重篤化が問題になっています。肺炎球菌ワクチン予防接種は、肺炎球菌による肺炎の重症度と死亡のリスクを軽減させる効果があります。

予防接種を受けることが適当でない人

- (1) 明らかな発熱(37.5℃以上)をしている人
- (2) 重篤かつ急性の病気にかかっている人
- (3) 今回接種するワクチンの成分によってアナフィラキシー（発汗、顔面の腫れ、全身のじんましん、吐き気、嘔吐など）を呈したことが明らかな人
- (4) 上記に掲げるほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある人（接種担当医師が不適当な状態と判断した人）

予防接種で注意が必要な人

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する人
- (2) 以前に予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた人及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状がみられた人
- (3) 過去にけいれんの既往のある人
- (4) 過去に免疫不全の診断がなされている人及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- (5) 今回接種するワクチンの成分に対してアレルギーをおこすおそれのある人

予防接種後の注意事項

- (1) 接種当日は、激しい運動を避けてください。（接種当日の入浴は、差し支えありません。ただし、注射した部位を強くこすらないでください。）
- (2) 接種後にみられる主な副反応には、接種部位の症状（痛み、赤身、腫れなど）、筋肉痛、だるさ、発熱、頭痛などがあります。接種後は、自らの健康管理に注意し、局所の異常反応や体調の変化に気づいた場合は、ただちに医師の診療を受けてください。

その他

- (1) 脾臓摘出をされた人は、保険適応で接種することができます。
- (2) 定期予防接種で市の助成を受けるには、同封の「笛吹市高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種予診票」が必要です。万が一、紛失等があった場合は、事前にお問い合わせのうえ再交付の手続きをしてください。接種後の再発行はできません。また、転出した場合は笛吹市の助成は受けられませんので、転入した住所地にお問い合わせください。
- (3) 予防接種では、極めてまれに健康被害（病気になったり、障害が残ったりするなど）が起こることがあり、そのための健康被害救済制度が設けられています。国が接種を受けたことによる健康被害であると認定した場合、市町村により給付が行われます。申請に必要となる手続きなどについては、市へお問い合わせください。

問い合わせ先

笛吹市 保健福祉部 健康づくり課 健康企画担当 電話055（261）5062